## 平成19年3月5日付け監査委員告示第2号公表分

## (1) 芸濃総合支所

ア 地域振興課 (産業建設課 (当時))

監査の結果	コミュニティバスの運行について、旅客運送事業者に委託さ
	れているが、当該受託事業者は、平成18年7月に不注意によ
	る交通事故を起こしていることから、当該受託事業者が、旅客
	自動車運送事業運輸規則等に基づき、運転者に対して適切に指
	導及び監督しているか否かを確認するなど、事故再発防止策を
	徹底するよう必要な措置を講じられたい。
措置の要旨	受託事業者に対し、公共交通機関としての安全性を十分に確
	保させるため、乗務員の安全教育の徹底を厳しく指導した。

## (2) 教育委員会事務局

ア 生涯学習課(文化課(当時))

監査の結果	当課所管の行政財産の使用許可について、市長が処分してい
	るものがあるが、教育委員会の所管する財産であれば、その管
	理の権限は、教育委員会に属し、津市教育委員会事務委任等に
	関する規則第2条に基づき、教育長がこれを処分すべきものと
	考えられることから、見直しの必要性について検討されたい。
措置の要旨	平成22年度の行政財産使用(継続)許可申請について、教
	育長による許可を行った。